

平成22年度

# 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会



## 目 次

平成 22 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて	1
平成 22 年度の実施計画の重点	
Ⅰ 学力向上への取組み	4
Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	5
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	8
Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	10
1 教育委員会の充実	11
2 学力向上への取組み	
(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	12
(2) 校種間の連携強化	16
(3) 幼児教育の充実	17
3 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	
(1) 心の教育の充実	18
(2) 人権尊重の教育の推進	19
(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援	21
(4) 生徒指導の充実	23
(5) 進路指導の充実	25
(6) 国旗・国歌の指導	26
4 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	
(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実	27
(2) 健康教育の充実と体力づくりの推進	29
(3) 家庭における教育・子育て機能の強化	30
(4) 教育コミュニティの形成	31
5 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	
(1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	33
(2) 教職員の資質向上	34
(3) 教職員のサービスの徹底	36
6 社会教育の推進	40
7 文化財の保存と活用	42
資 料	43

## 大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

- 基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- 社会を創っていく態度
- 心身の健康、体力
- 進路選択、決定力
- 生命と人権の尊重
- 自然尊重の精神、環境を大切にする態度
- 伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

<「大阪の教育力」向上プランより抜粋>

## 平成 22 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

今、教育に求められているのは、社会において自立的に生きる基礎を培うなど、義務教育の目的を踏まえ、「確かな学力」を確立するとともに「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむことであり、それらを基盤とする「生きる力」を育成することです。

すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得し、自ら学び考える力の育成や主体的に学習に取り組む態度を身に付けるなどの「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」、体力や望ましい食習慣による「健やかな体」の「はぐくみ」を実現しなければなりません。

そのためには、各学校園や市町村教育委員会と府教育委員会とがこれまで以上に連携して、就学前及び小・中・高の一貫した教育を通して子どもたちを育てることが肝要であり、学校種を越えた連携を図ることが重要です。

「『大阪の教育力』向上プラン」が実施 2 年目を迎える平成 22 年度は、この「プラン」の実現に向けた取組みの一層の推進が求められます。校長のリーダーシップのもと、「教育の拠点学校である」という基本に立ち返り、子どもたちや保護者、地域のニーズに的確に応え、教育内容の充実に努めることが大切です。また、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる府民から信頼される学校づくりを進めることが重要です。

### I 学力向上への取組み

各学校においては、学力向上の取組みの成果と課題を具体的に把握・検証し、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるとともに、それを活用しながら主体的に学び、考える力などをはぐくむことが求められています。

平成 21 年度の「全国学力・学習状況調査」の結果において、小学校の平均正答率は、全教科・区分において全国平均に近づきましたが、中学校では依然厳しいものでありました。結果からは、各学校の「朝の読書活動」や「放課後学習」の取組みなどは前進している一方、基礎・基本の力を高める取組みや活用の力をはぐくむための授業改善の取組みが十分進められなかったことや、学習規律が徹底できている学校が全国と比較して少ないことなどがわかりました。学校全体でこれらの課題を真正面にとらえた取組みが求められています。

そのため、府教育委員会では、「学習指導ツール」等の活用や計算や漢字、英単語等の基礎・基本を徹底するための反復学習等による「学びの確立」、「おおさか・まなび舎事業」や少人数・習熟度別指導の推進を通じた「学ぶ場の充実」を図るとともに、授業づくりに関する研究・相談・情報提供の場であるカリキュラムNAV i プラザ（カリナビ）やカリナビ・ランチによる「学校への支援」などの学力向上方策に取り組んでいます。

市町村教育委員会は、各学校が子どもたちの学習状況を的確に把握しながら基礎・基本の定着を図るとともに、授業改善のためのPDCAサイクルの確立により、「確かな学力」を身に付けられるような「授業づくり」「学校づくり」に取り組むよう、学校を指導・支援することが必要です。

また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、家庭や地域との連携・協力を深め、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ることが重要です。

## Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

すべての子どもたちが、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって自らの人生を切り開いていくために必要な力をはぐくむことは、教育に携わる大人の使命です。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、子ども自身が課題解決や人間関係づくりを行っていきける力を習得できるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

これまで推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、支援教育が、支援学級をはじめあらゆる場で、学校全体として取り組まれるよう、市町村教育委員会は各学校を指導・支援することが必要です。

いじめや不登校など、子どもたちをめぐる状況はいまだ厳しいものがあります。また、近年、携帯電話・ネット上でのいじめや有害サイトへのアクセスにより犯罪に巻き込まれる事件が急増しています。携帯電話の校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にした取組みを徹底するとともに、家庭でのルールづくりの取組みが進むよう地域・家庭と連携するなど取組みの徹底を行ってください。

いじめについては、「絶対許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、子どもに係る情報を共有し、いじめを発見した際は、組織的な対応により迅速な解決に向け取り組む必要があります。学校だけでは解決が困難な事象や緊急性の高い事象については、府教育委員会の「子ども支援チーム」とも連携して早期解決を図ることが重要です。

また、暴力行為の発生件数が増加していることから、全教職員の一致協力した生徒指導体制を確立することで、暴力行為等の防止を図るとともに、指導に当たっては、体罰はいかなる場合においても許されないことを教職員一人ひとりに自覚させてください。

不登校については、依然、中学校では数、率ともに全国的に見ても高い数値を示しており、大きな課題となっています。引き続き、中学1年生に焦点をあてた未然防止の取組みを継続するとともに、小学校段階での取組みの推進が必要です。また、府立高等学校全日制の課程における中途退学者のうち、入学1年目において退学する生徒の割合が高いことを踏まえ、中学校と高等学校との連携の強化、進路指導の充実に努めてください。

## Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは、家族や同級生だけではなく、それ以外の大人や子どもとも幅広く交流し、かかわりを持つことを通じ、様々な力を身に付け成長していきます。

学校を核として地域社会が一体となって子どもを育てるために、学校支援地域本部を設置するなど、家庭や地域の力を結集した教育力向上のための取組みをさらに進めることが必要です。

また、子どもの尊い命を守り安全を確保していくため、学校・家庭・地域が一体とな

って子どもを見守る取組みを進めるとともに、今一度、「こころの再生」府民運動が呼びかけている、社会や時代が変化しても変わることのない価値観や行動規範等を確認し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの「学び」と「はぐくみ」をサポートすることが必要です。

子どもの体力向上の取組みについても、運動機会の確保や生活習慣の改善等、学校教育活動だけでなく、家庭・地域と連携して推進することが求められます。また、薬物乱用など児童・生徒の健やかな成長を阻害する事象が生じていることから、薬物乱用防止教育にも取り組むことが必要です。

さらに、児童・生徒が大人として生きていく力を身に付けることができるように、地域との連携を図り、系統的・継続的なキャリア教育の推進に努めていただくようお願いします。

#### **Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上**

学校は保護者や地域の信頼に応え、家庭・地域と連携して教育活動を展開するため、開かれた学校づくりを一層進めることが必要です。そのためには、市町村教育委員会は校長に対し、学校の経営者としてリーダーシップを発揮し、子どもたちの課題や保護者・地域のニーズをしっかりと受け止め、学校の将来像を描き、学校の教育目標の共有化を図り、学校運営における組織的な取組みを推進し、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進するよう指導する必要があります。

その際、課題解決に向け、具体的な目標、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況等について点検・評価を行うとともに、その結果を公表するよう指導してください。

「教育は人なり」と言われますが、「教育こそ人なり」だと言えます。子どもの教育に直接携わる教職員には、日々の研究と修養に努めるとともに、自らの資質の向上を図り、指導力を高めることが求められています。

大量退職、大量採用により、大阪府では、多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが求められています。子どもにとっての教職員はかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものです。あわせて、これまで大切にされてきた大阪の教育への取組みを継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ることが重要となっています。

市町村教育委員会においては、指導体制の充実を図るとともに、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTの活性化を図り、研修体系の再構築、人事異動・交流による教員の資質向上、教職員の服務規律の徹底等に努めるよう指導することが必要です。また、指導が不適切と思われる教員については、その状況を的確に把握し、適切な指導・助言を行うため府教育委員会とも連携し、実効性のあるシステムの確立・運用を図ることが必要です。

大阪の教育が子どもたちの未来を切り拓くものとなるよう、市町村教育委員会においては、首長部局の理解、協力を得、これまで大阪が培ってきた多様性と地域性を大切に、各学校の創意工夫も生かしながら、目標の達成に向けた取組みを推進してください。

◆ 平成 22 年度 of 取組みの重点

I 学力向上への取組み

学力向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習意欲を喚起し、学習習慣を確立するよう指導すること。  
あわせて、新しい教育課程の全面実施に向け、適切に対応するよう努めること。  
また、それらの実現のためには、学校全体としての取組みが重要であることを指導すること。
- (2) 学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握することに努めるよう指導すること。各教科の指導に当たっては、目標やねらいを実現するよう指導計画を立て、全国学力・学習状況調査や大阪府学力テストの結果等を分析・活用して、学力向上のためのPDCAサイクルを確立し、授業改善に努めるよう指導すること。
- (3) 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、指導形態や指導体制を工夫するなど、個に応じた指導の一層の充実を図ること。また、児童・生徒の実態に応じ、基礎・基本を身に付けさせるための反復学習の導入や知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等のPIISA型学力をはぐくむ授業づくりに努め、指導方法の工夫を図るよう指導すること。  
そのために、学習規律の確立、授業評価の導入、校内研修の活性化等学校全体で取り組むよう指導すること。

(関連項目)	
・ 学力向上への取組み……30～33	・ 指導と評価の一体化……34
・ 家庭学習習慣の定着……31	・ 学習状況の把握と学力向上策……30
・ 指導方法の工夫改善……36	・ 読書活動の充実……51



## Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

### 志や夢をはぐくむ取組みを推進する

- (4) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度をはぐくむとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。

(関連項目)

- ・進路指導・キャリア教育の充実……105～109      ・心の教育の充実……68

### 心の教育の充実を図る

- (5) 児童・生徒に、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をはぐくむとともに、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神など、社会の形成に参画する態度及び、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性をはぐくむ取組みを進めること。
- (6) 「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組みを、学校においても一層推進するとともに、その情報提供に努めること。

(関連項目)

- ・心の教育の充実……68      ・「こころの再生」府民運動の推進……74

### 人権尊重の教育を推進する

- (7) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

そのため、校内組織体制を整備するとともに、特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対し人権尊重の視点に立った組織的な指導に努めること。

(関連項目)

- ・人権尊重の教育……75～78      ・様々な人権課題への対応……79～86  
 ・「教職員人権ハンドブック」の活用……169      ・教職員の人権意識……174～176

## 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

- (8) 支援教育の推進については、新しい教育要領、学習指導要領を踏まえ、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を進め、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を図ること。
- (9) すべての学校において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、その活用を一層工夫するとともに、交流及び共同学習を計画的・組織的に進めること。  
また、支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、市町村及び学校の支援体制の整備・充実を図ること。

## (関連項目)

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実……87・90・91・94
- ・教員の専門性の向上……88・92・93
- ・校内支援体制の整備・充実……87～89・97
- ・地域支援ネットワークの構築……88・90
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進……95・96

**いじめ・暴力行為等の防止や不登校の減少に取り組む**

- (10) 大阪府におけるいじめ・不登校・暴力行為等については、依然として厳しい状況である。この現状を重く受け止め、いじめ・不登校・暴力行為等について、未然防止及び早期発見、早期対応の観点で解決すべき重点課題として取り組むこと。
- その際、小・中学校の円滑な接続のための連携をはじめとした取組みを推進するとともに、児童・生徒を取り巻く環境も考慮し、学校・家庭・地域が一体となった取組みとなるよう努めること。また、携帯電話やネット上のいじめ等を新たな課題として位置付け、校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。
- (11) いじめは、重大な人権侵害事象であり根絶すべき教育課題である。児童・生徒を被害者にも加害者にもしないということを基本とし、子どもたちに自らの力でいじめを乗り越える力を培う取組みを推進するとともに、いじめが生じた際には、いじめは絶対許されないと強い決意のもと、迅速かつ適切に組織的な対応を図ること。
- (12) 暴力行為等の防止については、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、小・中学校間をはじめ関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みに努めること。
- また、指導に当たり、体罰は、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生む恐れがあり、いかなる場合においても許されないことを、教職員一人ひとりに自覚させること。
- (13) 不登校児童・生徒については、学校復帰のための継続的な支援を推進するとともに、未然防止という観点から、地域人材も活用しつつ、小学校段階で不登校の兆しがある児童への取組みや、小・中連携及び校内支援体制を充実させること。

**(関連項目)**

- ・ 生徒指導の充実・・・98～104

### Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

#### 子どもたちの命を守る

- (14) 尊い命が絶たれるという重大な事象が生じるなど、児童・生徒をめぐる状況は厳しいことを踏まえ、児童・生徒を犯罪の被害者にも加害者にもさせないため、「命の大切さ」について学校組織としてすべての教育活動を通じて取り組むとともに、児童・生徒の状況の把握、相談体制の充実など喫緊の課題に取り組むよう指導すること。
- (15) 子どもの命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。各学校園において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう指導すること。  
また、児童虐待の防止については、学校全体の問題としてとらえ、早期発見・早期対応に努めること。
- (16) 幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、子どもの安全を守るための諸通知に基づき、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。  
特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。
- (17) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、警察官や学校薬剤師等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催すること。

#### (関連項目)

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ・ 児童虐待の防止・・・81            | ・ 危機管理体制の充実・・・113～115 |
| ・ 安全教育の推進・・・118           | ・ 子どもの安全確保推進月間・・・119  |
| ・ 通学途上での安全確保・・・116        | ・ 薬物乱用防止・・・124        |
| ・ 新型インフルエンザへの対応・・・115・125 |                       |
| ・ AEDの配備と心肺蘇生法・・・117      |                       |

体力向上に取り組む

(18) 子どもの体力が依然として低水準で推移していることを踏まえ、各学校において、体力向上推進計画の作成に努めるよう指導すること。その際、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用し、体育の授業はもとより、学校教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善など体力向上の取組みを推進するよう指導すること。

(関連項目)

- ・ 健康教育の充実……123
- ・ 食に関する指導……127
- ・ 体力づくりの取組み……126

教育コミュニティづくりを推進する

(19) 子どもたちの生きる力をはぐくむとともに、学ぶ力の向上をめざし、「家庭と地域」が一体となって、「教育の拠点」である学校と協働し、学校支援地域本部の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちがすこやかに育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。

(20) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、子どもたちの通学合宿や「三つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）等を行うことにより、就寝・起床時間、家庭学習や食生活等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

(関連項目)

- ・ 教育コミュニティの形成……135・136
- ・ 学校支援地域本部の取組みの推進……137・138
- ・ 家庭における教育・子育て機能の強化……130・131
- ・ 社会教育の推進……187

#### IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

##### 学校運営体制の確立を図る

- (21) 校長のリーダーシップのもと、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携し自主的・自律的に特色ある教育活動を展開することができるよう、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。
- (22) 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して評価を行うとともに、その結果を学校のWebページ等を通じて公表するよう指導すること。

(関連項目)

- ・ 学校教育目標……144・147
- ・ 学校協議会……146
- ・ 学校教育自己診断……147
- ・ 個人情報保護……151・152

##### 教職員の資質向上を図る

- (23) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。
- (24) 首席・指導教諭の全校配置を進め、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。
- (25) 市町村教育委員会は、「指導が不適切である」と思われる教諭等の的確な状況把握を行い、校長に対して適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。また、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請を行うこと。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を有効に活用すること。
- また、新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

(関連項目)

- ・ 評価・育成システム……157
- ・ 研修の充実……161～164
- ・ 体罰の禁止……12・174
- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止……175・176

## 1 教育委員会の充実

- (26) 地域の特性や住民の意思、教育現場の実情を反映させながら、自主的判断と責任において教育行政が展開できるよう、果たすべき役割を自ら点検・評価し、さらなる機能充実に努めること。
- (27) 社会の変化や住民の多様な学習ニーズ、地域の教育問題に、総合的かつ効率的に対応するため、学校教育と社会教育との連携はもとより、首長部局等との一層の協力を図りながら、その運営に関して積極的な改善に努めること。
- (28) 責任説明を果たすため、教育委員会の方針や施策、学校内の情報などを住民に積極的に提供し、広報活動の充実に努めること。
- (29) インターネットの活用等による住民の意向把握など、広聴活動の充実に努めること。

## 2 学力向上への取組み

### (1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

#### <学習指導>

(30) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握するよう努めること。

全国学力・学習状況調査や大阪府学力テストの結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむこと。

そのため、府教育委員会が提供している「学習指導ツール」、「反復学習メソッド」等の教材や、DVD「確かな学力をはぐくむ」（平成 21 年 3 月）やリーフレット「学びを創る 10 のアイデア」（平成 21 年 3 月）の指導事例を活用し、少人数・習熟度別指導や 10 分間程度の短い時間を単位としたモジュールを活用した反復学習等により、指導方法の工夫改善に努めること。

また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。

(31) 大阪府学力等実態調査、全国学力・学習状況調査等の結果から、家庭学習習慣の未定着が課題の一つであることが明らかになったことを踏まえ、「おおさか・まなび舎事業」や「学習指導ツール」を有効活用し、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、リーフレット「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」（平成 20 年 12 月）を活用し、保護者・地域と連携して、家庭での学習習慣が身に付くよう指導の工夫・改善を図ること。

(32) 「おおさか・まなび舎事業」により、小・中学校に放課後自習室を開室し、学習支援アドバイザーの指導のもと教員と連携しながら、学習につまずいている児童・生徒や学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒も含め、学習に対して意欲のあるすべての子どもたちに学習習慣を定着させ、自学自習力と学力の向上を図ること。

(33) 確かな学力をはぐくむ授業づくりのために、「学校改善のためのガイドライン」等を活用しながら、教員が不断に「授業研究」に取り組むよう指導すること。その際、平成 22 年度からの全小・中学校における授業評価の導入に向けて、「よりよい授業をつくるために」（平成 16～17 年度「授業評価システム」推進事業報告集）等を活用し、各学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、公開授業等による授業研究会を積極的に行うよう指導すること。

(34) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定するとともに、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長のようすが十分



に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。

(35) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養うため、個に応じた指導を一層推進するよう指導すること。

(36) 指導方法の工夫改善定数については、児童・生徒の実態や学習内容の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、配置の趣旨を十分踏まえた活用となるよう指導を徹底するとともに、実施状況の把握に努めること。また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施に当たっては、学校が児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努め、指導方法の工夫・改善を図るよう指導すること。

(37) 年間の授業日数や学校行事等の時間を考慮し、授業時数確保のための改善方策を具体化して、年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数（小学校は平成20年改正省令附則第3項の規定及び学校教育法施行規則別表第1、中学校は平成20年改正省令附則第4項の規定及び学校教育法施行規則別表第2）が適切に確保されるよう努めること。

(38) 「総合的な学習の時間」については、体験的な学習に取り組むことや各教科等で身に付けた知識・技能を総合化し、課題解決能力を育成することが重要である。また、学校で教えられる知識と実際の世の中との架け橋になる「総合的な学習の時間」の実践を推進すること。

(39) 学校教育の活性化を図るため、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用に努めるとともに、学校の学びを社会に結びつける学習展開の工夫を図るなどして指導すること。そのため、市町村教育委員会における「人材バンク」制度の充実に努めること。

(40) 選択教科の授業時数や内容については、必修教科や「総合的な学習の時間」などとの関連を図り、適切に定めるよう指導すること。その際、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じて学力の向上を図る視点も一層重視するよう指導すること。

(41) 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。

また、教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において芸術鑑賞を実施する際、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、各校の地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。埋蔵文化財調査による土器などの出土文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る上での教材として積極的に活用されたい。その際、「出かける博物館」事業として行っている各学校に対する出前授業、文化財資料の貸し出しや、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる百舌鳥・古市古墳群について取り上げるなどについても配慮すること。

#### 参 考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館、大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

(42) 小学校高学年における外国語活動については、新しい教育課程の実施に向け、指導方法の研究・研修及びALTや地域人材等の効果的な活用など、総合的な取組みを進めるよう指導すること。また、教材の効果的な活用及び評価に関する実践研究等を推進すること。さらに、中核教員を中心に校内研修の充実を図り、「英語ノート」等を活用した授業を中心に、国際理解の視点を取り入れた実践を推進すること。

(43) 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進するよう指導すること。また、設置市以外の市町村においては、夜間学級の意義と現状を理解するとともに、学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒の学習に対する意欲や姿勢を学齢生徒等が学ぶ機会を設けるよう努めること。

なお、夜間学級生徒の在籍については、設置市と生徒居住市町村とで連携し、適正に管理すること。

#### <国際理解教育>

(44) 教育基本法の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。

(45) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、日本語指導から学習言語能力の習得までの指導を進めるとともに、市町村及び校内の受入・指導体制の充実に努めること。

(46) 在日外国人幼児・児童・生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるよう、保育・授業や特別活動等における指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めるよう指導すること。その際、府教育委員会が作成した「在日外国人教育のための教材集(DVD)」(平成22年3月)の活用を図ること。

(47) 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図る等、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

#### <環境教育>

(48) 児童・生徒自らが地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けさせるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

その際、環境教育は多くの教科の内容に係ることから、「総合的な学習の時間」を活用するなど、教科横断的・総合的に推進するよう指導すること。

#### <情報教育>

(49) 教育の情報化及び校務の情報化に対応するため、学校におけるICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)環境の整備をさらに推進するとともに、その有効な活用を図ること。

教職員のICT活用指導力を向上させ、情報活用能力を高めるための授業の実践を推進することにより、各教科、「総合的な学習の時間」等において、児童・生徒がICTを活用し、情報を収集・編集・判断・発信するための基礎的な資質や能力を養う授業を展開するよう指導すること。

その際、子どもたちの状況を把握しつつ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話利用における情報モラルの育成には、十分留意すること。

#### <平和教育>

(50) 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」並びに平成13(2001)年からの10年間で、国連の定めた「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」であることを踏まえ、「平和教育に関する事例集」(平成15年3月)やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

なお、市町村教育委員会においても「平和教育基本方針」等の策定に努めること。

### <学校図書館>

- (51) 学校図書館について、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、学習・情報センター、読書センターとして有効活用すること。また、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図るとともに、三つの朝運動の一つである朝の読書活動について積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるように努めること。
- (52) 「学校図書館法の一部を改正する法律等」（平成9年6月）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文科省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、他のすべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指導すること。
- (53) 「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努め、各学校が学校図書館を積極的に活用するよう指導すること。
- (54) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成20年3月閣議決定）及び「大阪府子ども読書活動推進計画」（平成15年1月）の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動を支援する方策を講じるよう努めるとともに、地域の公立図書館や府立図書館と連携を図ること。

### <部活動>

- (55) 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重し、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、他校や地域との連携等について積極的に取り組むこと。また、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で地域や学校等の実情を踏まえた実効ある部活動活性化方策を策定し推進するよう努めること。
- (56) 府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成17年7月）及び中学校学習指導要領（平成20年3月）の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務について適切に対応すること。

### (2) 校種間の連携強化

- (57) 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、支援学校など、異なる校種間での交流、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう指導すること。
- (58) 幼児が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣を身に付け、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園と小学校の教育内容にかかる継続的な連携を一層促進すること。

(59) 個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。

また、小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、小・中学校間の段差を解消するため、今後一層、連携を推進すること。

### (3) 幼児教育の充実

(60) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

(61) 「幼児教育振興アクションプログラム」(平成18年10月文部科学省)、及び大阪府の「幼児教育推進指針」(平成22年改定)の趣旨を踏まえ、幼児教育の振興に関する政策プログラム等の策定に努めること。

(62) 関係部局等との連携を図り、幼児教育の振興に関する協議機関を設置すること。また、公・私立幼稚園の連絡協議会を設置し、連携に努めること。

(63) 「地域教育協議会(すこやかネット)」や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。

(64) 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続が進むよう指導すること。その際、幼児と児童の交流体験や保護者説明会等の充実に努めること。

(65) 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。その際、「豊かな育ちと学びをつなぐ」(平成18年12月)等を積極的に活用すること。

(66) 地域の実情に応じて、園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、幼稚園が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう指導すること。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の趣旨を踏まえ、幼稚園における預かり保育等の推進に努めること。

(67) 小学校就学前の子どもの教育について、地域の実情に応じて、認定こども園制度の周知を図るとともに制度の普及促進に努めること。

### 3 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

#### (1) 心の教育の充実

(68) 平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。

(69) 道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。

特に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、集団宿泊体験活動や職場体験活動などの推進に努めること。

(70) 「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、「道徳の時間」の特質を十分に理解し、児童生徒が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚が深められるような指導を行うこと。

その際、府教育委員会が作成した道徳実践活動学習教材「未来を切り拓く心を育てるために」（平成12年3月中学校・小学校高学年）（平成14年3月小学校低・中学年）「夢や志をはぐくむ教育」（平成22年3月）を積極的に活用すること。

(71) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。

また、道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、校長の方針のもと、全教師が協力して作成し、共通理解が深められるよう努めること。作成に当たっては、児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点事項を定めるとともに、「道徳の時間」と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫すること。さらに、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(72) 「心のノート」については、「道徳の時間」だけでなく、各教科、特別活動及び「総合的な学習の時間」など学校の教育活動全体において補助的に活用するとともに、学校と家庭が連携して、道徳性の育成に取り組むものとしても活用が図られるよう指導すること。

(73) 自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験を通して、豊かな情操を養うよう努めること。なお、学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（平成17年6月改正）の趣旨を踏まえ、日本初等理科教育研究会発行の「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を参考に、適切な管理に努めること。また、獣医師との連携が図られるよう指導すること。

(74) 「こころの再生」府民運動の取組みに際しては、家庭・地域との連携のもと、各学校の特色に応じて、「5つのこころ」を大切にし、7つのアクションの具体的な実践を行うこと。特に、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴ等を活用し、各学校におけるあいさつ運動や地域の見守りボランティア等と連携した取組みの推進に努めること。

(参考)

・ 5つのこころ

生命を大切にす、思いやる、感謝する、努力する、ルールやマナーを守る

・ 7つのアクション

「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう 「ええもんはええ」と、はっきりほめよう

「ユーモア」を大切にしよう 「あいさつ」をもっと大切にしよう

「おかげさんで」を大切にしよう 子どもの話をじっくり聞こう

地域にどンドン出て行こう

・ 「愛さつOSAKA」

O＝おはよう

S＝さよなら

A＝ありがとうございます

K＝こころの

A＝あくしゅ

(愛さつOSAKAのロゴマーク)



## (2) 人権尊重の教育の推進

(75) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の関係法令を踏まえ、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。

その際、大阪府人権尊重の社会づくり条例及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに、「大阪府人権教育推進計画」(平成17年3月)等、人権に関する府の各方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」等に留意すること。

(76) 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。

また、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

さらに、人権教育を進めるに当たっては、人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」(平成14年9月)や「人権教育のための資料」(平成11年3月)、「人権基礎教育指導事例集」(平成16年3月)、「OSAKA人権教育ABC」(平成19年3月)等を活用し、指導の工夫・改善に努めるとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用を努めること。

(77) 平成 13 年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成 14 年 10 月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

(78) 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、大阪人権博物館の展示や大阪人権博物館の学芸員が学校で体験型授業をおこなう「学校 de 博物館」などの学校教育と連携した取組みの活用を努めること。

(79) 平成 15 年の「第 3 次大阪府障害者計画」を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感をほぐし、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努めること。あわせて指導の際には、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」及び「精神障がいについての理解を深めるために」の活用を図ること。

(80) 府内の学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象や陰湿ないじめなど、深刻な人権侵害の事例が生起している現状がある。

については、幼児・児童・生徒や関係者の人権を擁護することを基本に、「学校における人権教育推進のための事例集」等を活用した教職員研修の実施により、教職員の人権感覚を一層磨き、校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に努めるよう指導すること。加えていじめの防止については「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」に基づき、適切に指導すること。

(81) 児童虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、幼児・児童・生徒や家族へのかかわりを深め、早期発見に努めること。

また、大阪府教育委員会児童虐待防止指針「子どもたちの輝く未来のために」等を活用し、児童虐待への認識を深めるとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 16 年及び平成 19 年に改正）の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは市町村の児童福祉担当課等へ速やかに通告し、連携を取りながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに関係機関等と継続的な連携を図ること。

(82) 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成 10 年 3 月一部改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成 14 年 12 月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていく



ために「本名指導の手引き」（平成18年3月）や「在日外国人教育のための教材集（DVD）」（平成22年3月）を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(83) 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、教育サポーター人材バンクへの登録者を活用し、校内の受入・指導体制の充実を図るよう指導すること。また、府内7地区で実施している多言語による進路ガイダンスへの児童・生徒及び保護者の参加を促すとともに、多言語によるWebページ「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月）や「小学校入学準備ガイドブック」（平成19年12月）及び「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」（平成21年3月）等を活用し、就学促進や学校生活、進路支援に努めること。

(84) 男女平等教育の推進に当たっては、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、すべての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。また、男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱い等については、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。

(85) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。  
また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

(86) P T Aの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるとともに、家庭、地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。

### **(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援**

(87) 障がいのある幼児・児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営、支援教育コーディネーターの組織的な活用等、小・中学校等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。

(88) 地域支援ネットワークを構築するため、指導担当教員の専門性の一層の向上に努めるとともに、支援学校のセンター的機能に基づく巡回相談や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を積極的に活用すること。

(89) 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒等の指導に当たっては、国のガイドライン並びにリーフレット「学校全体で取り組む総合的な体制づくり」（平成17年3月）等を活用し、全校的な支援体制のもとに教育活動を展開するよう指導すること。

また、通級指導教室における教育の一層の充実に努めること。

(90) すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用するよう指導すること。

作成・活用については、幼児・児童・生徒や保護者の参画のもと、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進し、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実に努めること。

(91) 就学相談・指導に当たっては、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を尊重した取組みの充実に努めること。

(92) 支援学校及び市町村リーディングスタッフ等を活用し、市町村における支援教育コーディネーター養成を積極的に進めること。また、市町村において支援教育コーディネーター連絡会等を実施し、学校間の連携を図ること。

(93) すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発をより一層推進させるとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実にために」（平成18年6月）や「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）を活用する等、様々な課題に対応できるよう学校と連携しながら研修計画を充実させ、教職員の資質向上を図ること。

(94) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度や「たまがわ高等支援学校」、「だいせん聴覚高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

(95) 交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、支援学級の学校における位置付け及び教室配置、指導内容等について不断の点検・見直しを行うよう指導すること。また、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実にために」（平成18年6月）の活用を図ること。

さらに、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。

(96) 児童生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、指導資料集「ぬくもり」（平成22年3月）を活用し、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(97) 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮するよう指導すること。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援等については、大阪府の「医療的ケア一般研修」への参加、看護師配置の積極的な促進等、条件整備に努めること。

#### (4) 生徒指導の充実

(98) 本府における小・中学生の暴力行為の発生件数は、平成18年度から増加しており、全国的にも発生件数は多い。いじめの認知件数は、平成19年度に比べて減少しているが、依然厳しい状況が続いている。

さらに、近年、携帯電話やパソコンの急激な普及により、インターネットにかかわるいじめや性犯罪など、新たな生徒指導上の課題として、重大な事象に発展しかねないものも生起している。

このような現状を重く受け止め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

不登校については、公立中学校において、平成14年度以降7年連続で減少したものの全国的には依然高い水準で推移している。特に、中学校1年で急増していることにも着目し、小・中学校の円滑な接続のための連携のさらなる充実を図ること。

(99) 携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすることをはじめ、学校における指導方針を明確に示すこと。

なお、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話の学校への持ち込みが必要と認める場合は、学校での教育活動に支障がないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）を活用し、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。

また、万一、事象が生じた場合、校内支援体制の構築に努めるとともに、学校だけでは解決困難な事案については「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」や、児童・生徒・保護者に対し被害相談のための第三者性を有する支援機関を活用し、早期に対応し解決に努めること。

その際「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」（平成20年12月）を参考にすること。

(100) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、子ども支援コーディネーター等を中心に生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めること。

未然防止の観点からは、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える実践力を身に付けることができるよう「いじめ対応プログラム」及び「いじめ対応プログラム実践事例集」を活用した取組みを一層推進すること。また、早期発見・早期対応の観点からは、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。

さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に対応すること。また、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

(101) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、校長の明確な方針のもと、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働した家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察等の関係機関を含めたケース会議を実施するなどの連携ネットワークを構築し、チーム支援の充実に取り組むこと。また、学校のみでは対応が困難な事象に対しては、学校支援リーダーを中心とする学校支援チームを活用するとともに、少年サポートセンターにおけるサポートコーディネーターとも連携し、市町村教育委員会における問題解決機能の向上及びチーム支援の充実に取り組むこと。

(102) 「学級がうまく機能しない状況」について背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。

(103) 不登校児童・生徒に対しては、学校復帰のための訪問指導も含めた継続支援を推進しつつ、小・中連携を強化した取組み等、未然防止・早期対応の校内支援体制をさらに充実させること。

不登校生徒数が中学1年時に急増することを踏まえ、不登校対応専任教員・スクールカウンセラー等専門家を活用し、校内ケース会議及び小・中連絡会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チーム支援にむけた校内体制及び連携ネットワークの充実を努めること。

また、小学校段階で不登校の兆しがある児童に対する家庭・地域と連携した取組みを推進するとともに、必要に応じて校区内中学校に配置されたスクールカウンセラーの活用を図ること。

(104) 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。また、児童会・生徒会等を通じて子どもの自治活動を推進するとともに、各校の取組み

の交流に努めること。

## (5) 進路指導の充実

- (105) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・支援すること。

あわせて、高等学校での中途退学を防止する観点からも、高等学校との連携を一層図るよう指導すること。

また、望ましい勤労観・職業観を育てるために、教育活動全体を通じて、義務教育から高等学校教育への連続性を視野に入れキャリア教育を進めること。特に、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開するとともにキャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。

その際、府キャリア教育の指針「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）等を活用し、小・中・高等学校の連携を推進するとともに、進路指導が系統的・継続的な取り組みとなるよう努めること。

- (106) 中学校においては、進路指導に当たり、「中学校進路指導のための資料 第44集」（平成22年3月）等に掲載する進路指導資料を活用し、各学年の活動の関連性や系統性を考え、年間指導計画を作成するよう指導すること。

また、すべての中学校において、職場体験学習等を複数日実施し、望ましい勤労観・職業観を育成するよう指導すること。

なお、府内における高等学校再編整備の趣旨や中卒就職の状況を踏まえ、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るよう指導すること。

- (107) 小学校においては、児童が自らの生き方についての夢や希望をはぐくむことができるよう豊かな人間性を培うとともに、自信や自己有用感を持つことができるよう指導すること。また、希望をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供するよう指導すること。

- (108) 進路選択が多様化していることから、各高校で実施している中学生の体験入学や各学区または地域単位で開催される府立高等学校合同学校説明会等を活用し、的確な進路ガイダンス機能の充実を図るよう指導すること。

さらに、高等学校への進学指導においては、体験入学や合同説明会などへの参加、高等学校の特色などについての情報提供など、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう指導すること。

特に、不登校や外国からの編入等配慮を要する児童・生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、指導には十分配慮すること。

(109) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することなく、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう、奨学金教育教材等を活用し、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、高等学校等進路指導の充実を図ること。また、市町村が実施している相談事業や関係機関等と連携を図るなど、生徒及び保護者が奨学金等を活用できるよう積極的に指導すること。なお、指導に当たっては、入学年次から奨学金制度の趣旨や目的等について生徒及び保護者等に理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。

#### (6) 国旗・国歌の指導

(110) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

(111) 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよう指導すること。あわせて、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動をとるよう指導すること。

(112) 小学校学習指導要領において、国歌「君が代」の指導について、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、必要に応じて指導状況を把握するとともに、各学校において適切に取り扱われるよう指導すること。

## 4 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

### (1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

- (113) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- (114) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校園の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。また、学校環境衛生基準に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。
- (115) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨・落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。特に、新型インフルエンザ対策については、「新型インフルエンザ対応マニュアル」をもとに、毒性や感染力、警戒レベルに応じた適切な対応ができるようにすること。
- また、教職員の連絡・配備体制について日ごろから周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの作成や、様々な事態を想定した実践的な訓練とともに、柔軟で機能的な危機管理体制の構築を行うよう指導すること。
- (116) 児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設・設備の整備充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。
- また、学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう指導すること。
- その際、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日付け文科ス第333号）を踏まえた取組みの充実に努めるとともに、学校園において、道路交通法に基いた交通安全に関する指導を推進すること。
- (117) 万一の心肺停止に備えAEDの配備に努めるとともに、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

(118) 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図るよう指導すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力をはぐくむよう指導すること。また、防災教育の充実を図るよう指導すること。

その際、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するなど、取組みの充実に努めること。

(119) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。

(120) 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

① 安全教育関係

「学校における防災教育の手引（改訂版）追加資料 備えよう地震・津波 進めよう防災教育」府教育委員会（平成19年3月）

「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会（平成18年7月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会（平成15年3月）

「安全教育参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成13年11月）

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省（平成10年3月）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」府教育委員会（平成8年3月）

② 安全管理関係

「新型インフルエンザ対応マニュアル（第二版）」（平成21年11月）

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省（平成19年11月）

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」府教育委員会（平成15年12月）

「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省（平成15年6月）

参 考

「学校安全緊急アピール」ー子どもの安全を守るためにー文部科学省（平成16年1月）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会（平成14年10月）

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会（平成13年7月）

(121) 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、地震防災対策特別措置法に基づき、早急



に耐震化を図ること。

- (122) アスベスト（石綿）6種類の分析調査が必要な施設については早急に分析調査を完了し、必要な対策を講じるとともに、適正な管理に努めること。

## (2) 健康教育の充実と体力づくりの推進

- (123) 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や感染症、心の健康問題等、児童・生徒等の健康にかかわる課題は深刻である。

このため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実するよう指導すること。

また、健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう指導すること。その際、年に1回以上、学校保健委員会を開催し、活用を図るよう指導すること。

- (124) 喫煙・飲酒・覚せい剤等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家等による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むよう指導すること。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室を年に1回以上開催するよう指導すること。また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うよう指導すること。

- (125) 新型インフルエンザについては、感染拡大の防止を図るため、学校園において、児童・生徒等に対し、うがい・手洗い・咳エチケット等感染防止対策を励行するよう指導すること。

なお、新型インフルエンザにかかわらず、国民健康保険法を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなるものがないよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

- (126) 子どもの体力については、下げ止まりの傾向があるものの、依然、低水準で推移していることから、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなど、運動機会の確保について、工夫するよう指導すること。また、小学校においては、「チャレンジ おおさか なわとびカード」や「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、各校での体力づくりの取組みを図るよう指導すること。

- (127) 食に関する指導に当たっては、すべての学校で食に関する指導の全体計画を作成するとともに、「食に関する指導の手引」（平成19年3月文部科学省発行）を参考に、学校教育活動全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、栄養教諭・栄養職員を中心に、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成が図られるよう指導すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。
- (128) 府内の公立中学校における学校給食の実施率が全国に比べ極めて低い状況を踏まえ、中学校給食実施に向けた普及・充実に取り組むこと。なお、平成21年度から公立中学校における学校給食又はスクールランチ事業を新規に行う市町村に対して初期費用を支援しているため、補助制度を活用し、スクールランチを推進するなど、食育の推進を図ること。
- (129) 性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
- その際、「性教育指導事例集」（平成15年3月）等を積極的に活用するよう指導すること。

### (3) 家庭における教育・子育て機能の強化

- (130) 「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、保護者が自信と責任を持って家庭教育にあたるよう、家庭教育に関する啓発や学習の機会を充実し、すべての保護者のエンパワメントに取り組むとともに、身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの拡大・充実に努めること。
- (131) 地域全体で家庭教育を支援する気運の醸成を図るため、教育委員会や保健・福祉部局等の関係者で構成する地域家庭教育推進協議会等を設置し、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ子育てに悩みを持つ家庭や、地域から孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。
- (132) 家庭教育に関する交流・学習機会の拡充に当たっては、これらの機会に参加しない・しにくい保護者に対しても十分配慮し、身近な地域・住民とより多くのつながりをもてるよう努めること。
- また、これから親となる児童・生徒に対して、学校の授業等を活用した親学習の推進を図るとともに、教員研修等においても親学習のさらなる周知に努めること。
- その際、親学習リーダー養成講座修了者等との効果的な連携・協働を行うこと。
- (133) 家庭教育の啓発に当たっては、国が作成している「家庭教育手帳」などの活用を図るとともに、交流・学習の機会や相談機関等の多様な家庭教育（子育て）支援の情報を集約し、より多くの人に届くよう効果的な発信を行うこと。

(134) P T A総会や保護者会等で、「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力P a r t 1～3」（平成20年12月）を積極的に活用し、保護者・地域との共通理解を深め、子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成に努めること。

#### (4) 教育コミュニティの形成

(135) 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもにかかわるシステムをつくること。

また、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域の間人関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。

(136) 市町村や学校、その他の行政機関、地域の住民など、教育コミュニティづくりにかかわるすべての人が主体的に取り組んでいくことができる組織・体制づくりに努めること。

(137) 「地域教育協議会(すこやかネット)」のこれまでの成果を発展させ、活動を継続、充実していくため、学校教育活動と連携した取組みや家庭教育の支援、子どもの主体的な参画、大人のネットワークの拡大等、学校や地域の諸課題に対応した活動を積極的に支援すること。

また、地域で子どもをはぐくむため、地域の力を結集して、学校支援地域本部を設置し、学校を支援する取組みを進めること。

(138) 学校施設の利用は開かれた学校づくりを推進する観点から重要であり、小中学校において学校支援地域本部の事務局機能を担う拠点や地域住民の交流拠点の整備に努めること。

(139) 身近な地域の教育課題の解決に向けて、地域活動の振り返りを定着、促進するとともに、核となる推進役の発掘や育成を行い、個人や地域の既存の団体の力に加えてN P Oや企業等との連携を推進すること。また、地域活動に活用できる助成金等の情報収集・提供に努めること。

(140) 「おおさか元気広場推進事業」(おおさか・まなび舎 Kids を含む)の実施に際しては、教育と福祉の連携を図り、放課後や週末等に、小学校施設等を活用して、安全で安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の拡充に努めること。

(141) 地域の活動においては、障がいのある子どもなど地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。

また、府立支援学校に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように指導すること。

- (142) 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化に努め、教育コミュニティづくりに寄与できるよう指導すること。
- (143) 地域における各種スポーツ団体との連携のもと、特定の小・中学校や公立スポーツ施設を拠点とする地域の特性に応じた総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主的、主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

## 5 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

### (1) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

(144) 学校運営体制の確立に当たっては、学校の将来像を描き、そのための学校経営の方針等を教職員に周知し、学校の教育目標の共有化を図るとともに、校内各組織の活性化に努め、学校運営における組織的な取組みを推進するよう校長に対して指導すること。

その際、教育活動等の各領域における課題とその解決に向け、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うよう指導すること。

また、学校のめざす目標や教育活動の評価結果等について、学校のWebページ等での公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、校務の要である首席を活用するよう指導すること。

(145) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図るよう指導すること。

また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、組織マネジメントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めるよう指導すること。なお、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減などの取組みを推進するに当たっては、「学校運営改善促進事業実施報告書」（平成20年3月）及び「学校運営改善研究事業実施報告書」（平成21年3月）を参考にするよう指導すること。

(146) すべての学校において、学校協議会の設置等、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映する仕組みをつくり、学校教育活動の改善に十分活用するよう指導すること。その際、学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めるよう指導すること。

(147) 学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会等に関連させて活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めるよう指導すること。

(148) 教員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

(149) 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用を努めること。

- (150) 労働安全衛生法に則り、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、平成19年12月28日付け教育長通知（教委保第2202号）及び平成20年5月16日付け教育長通知（教委保第1223号）を踏まえ、学校の規模（職員数）に応じた労働安全衛生管理体制をより充実させるとともに、長時間労働者に対する医師による面接指導体制の整備を図るよう指導すること。
- (151) 個人情報を含む文書（個人情報を記録した記録媒体を含む）について、その取扱いを適正なものとするため、管理責任の明確化や保管に関する規定を設けるなど、万全の管理体制を確立するとともに、適切な管理及び保護に組織的に取り組むよう指導すること。あわせて行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (152) コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じるよう指導すること。
- (153) 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うよう指導すること。
- (154) 児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、福祉のまちづくり条例等に基づく学校施設整備に努めること。

## (2) 教職員の資質向上

- (155) 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図るよう努めること。
- (156) すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図るよう指導すること。また、教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努め、指導力の向上を図るよう指導すること。
- (157) 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。  
特に、全教員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握し、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うこと。また、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。

- (158) 教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動や人事交流の充実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。
- (159) 各職の任用に当たっては、若手教職員の登用を図り、将来管理職となる教職員の養成に努めること。
- (160) 教員免許更新制について、所管する教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続が確実に行われるよう適切な対応を行うこと。
- (161) 府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用したり、指導教諭等を有効に活用するなど、研修成果をすべての教職員が共有し、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。  
また、長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。
- (162) 国や府における新たな動きや新学習指導要領の趣旨、各学校の課題などを踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実に努めること。
- (163) 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実に努めるなど、学校全体として教職員の指導力の向上に取り組むよう指導すること。その際、市町村教育委員会における研修はもとより、府教育センターの研修やカリキュラム NAVi プラザ及びカリナビ・ブランドによる学校支援等を積極的に活用し、継続的な人材育成に取り組むよう指導すること。
- (164) 変化の激しい社会や児童・生徒・保護者の思いに的確に対応するとともに、「確かな学力」をつけ、生きる力をはぐくむ魅力ある授業づくりが進められるよう、教職員の専門家としての力量を向上させること。そのため、校長が、地域や外部の人材とも積極的に連携し、多角的、総合的な視点で研究・研修を進めるよう指導すること。校長は教職員同士のチームワークを重視し、学校の組織力の向上を図る視点と、個々の教職員の能力を高める視点の両方をもって、リーダーシップを発揮するよう指導すること。
- (165) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行うとともに、組織的・継続的な育成に努めること。  
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。なお、府教育委員会が作成した指導資料「次世代を担う教員の育成のために」（平成 18 年 7 月）の活用を図ること。

- (166) 女性教職員が校務の要を積極的に担えるよう早い段階から計画的な人材育成に努めること。
- (167) 各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。その際、「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）の活用を図ること。
- (168) ミドルリーダーの育成に当たっては「ミドルリーダー育成プログラム（仮称）」（平成22年3月発行予定）を校内研修等の参考にすること。  
また、府教育センターにおけるリーディング・ティーチャー養成研修等を積極的に活用すること。
- (169) 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、校内での研修の実施及び「教職員人権研修ハンドブック」（平成21年4月改訂）の活用について指導すること。
- (170) 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦をすること。
- (171) 公立学校における魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業等の経験者または教諭や行政職等から、リーダーシップを持ち、柔軟な発想や企画力を生かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を登用できるよう、計画的な人事に努めること。

### (3) 教職員のサービスの徹底

- (172) 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修(いわゆる承認研修)」については、法の趣旨を踏まえ、研修として相応しい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。  
また、承認手続きについては、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。
- (173) 平成17年2月に作成した「不祥事予防に向けて」の活用や、平成22年1月に制定した「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の周知徹底を図ることにより、不祥事の発生を予防し、未然防止を図るための一層の取組みを進めること。また、事案が生起した場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- (174) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。



平成 19 年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」(府教育委員会 Web ページに掲載)を活用し、教職員研修を行う等、教職員の指導力向上を図るとともに、校長の明確な方針のもと、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

(175) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害を受けた児童・生徒の立場に立った適切な指導を行うこと。

また、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

その際に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成 19 年 3 月改訂)や「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」(平成 13 年 12 月)の趣旨を踏まえるとともに、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A 集」(平成 15 年 3 月)などを活用すること。

また、「障害のある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」(平成 12 年 7 月)を参考に指導や介助方法の点検を行うこと。特に、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

さらに、市町村及び各学校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知し、機能するよう努めること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、教育委員会は学校と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

(176) 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(平成 11 年 3 月)に基づき、各小・中学校で、相談窓口、対応マニュアルの整備、周知が図られるよう校長に指導・助言を行い、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。その際、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を充実すること。

(177) パワー・ハラスメントに関する教職員への啓発、研修及び相談体制の整備を進めること。

(178) 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。なお、飲酒運転を行った教職員に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」(平成 22 年 1 月制定)に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とする。また、飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分を行う。

- (179) 教職員の勤務時間管理等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）」制定の趣旨、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、「同規則」、「府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）に基づき、適切に行われるよう指導すること。
- (180) 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成 20 年 5 月 20 日付け教委職企第 1215 号教職員企画課長通知）を参考に、より一層厳正な運用を行うよう指導すること。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」に基づき厳しい処分を行う。
- (181) 休憩時間については、校長が明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとるよう指導すること。また、取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。
- なお、職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続きをとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続きは要しない。
- (182) 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うよう指導すること。特に、母性保護及び育児にかかる休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員の連続した休暇取得の促進に努めるよう指導すること。
- (183) 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について（平成 13 年 11 月 6 日付け教委職企第 203-1 号教育長通知（平成 19 年 3 月 1 日改正）」及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて（平成 13 年 11 月 6 日付け教委職企第 203-2 号教職員企画課長通知（平成 19 年 3 月 1 日改正）」を参考にし、適正な認定事務を行うよう指導すること。

- (184) 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう指導すること。
- (185) 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛するよう指導すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経るよう指導すること。
- (186) 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

## 6 社会教育の推進

- (187) 個人の要望や社会の要請に応え、住民自らが自発的・主体的に取り組む学習活動や社会参加活動を支援する環境の醸成に努め、社会教育の推進を図ること。
- (188) 多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応するため、学校・首長部局や民間教育事業者・NPO・企業等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。  
その際、障がいのある人や様々な事情により参加しにくい人について十分配慮すること。  
また、社会の変化に伴う現代的課題（人権、少子高齢化、ICT化、家庭教育、男女共同参画等）に関する学習機会の充実を図ること。
- (189) 社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府主催研修等へ積極的に参加すること。また、部局間の連携等により、専門的知識や技能を有する人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。
- (190) 事業実施に当たっては、効果的、効率的な展開を図るため、既存事業の評価・検証、再構築を行うとともに、国事業等の積極的な活用を図ること。  
また、住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。
- (191) 子どもたちの生きる力をはぐくむため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進に努めるとともに、それぞれの地域における取組み情報の収集・提供に努めること。
- (192) 子どもの読書活動の推進に当たっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、地域における子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの発達段階に応じた、学校・家庭・地域の連携による読書環境づくりを進めること。  
とりわけ、地域人材の活用による学校図書館の運営や公立図書館との連携（本の貸出、連絡会等）を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進すること。
- (193) 子ども読書活動推進計画未策定の市町村については早期に策定すること。  
また、文字・活字文化振興法の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。
- (194) 「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、社会教育のすべての領域で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に

努めること。

その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨を踏まえ、住民の自発的な参加意欲を高める啓発や人権学習の充実に努めること。

また、公民館等の社会教育施設においては、人権教育推進指針等を策定するとともに、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権問題学習を組織的に進めること。

(195) 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」（平成17年10月策定）の趣旨を踏まえ、識字問題の啓発や識字推進指針等の策定に努めるとともに、識字・日本語教室について新たな教室の開設を進めること。

また、他の市町村等との交流をすすめ、情報収集を図るなどにより、学習活動の一層の充実に努めること。

## 7 文化財の保存と活用

- (196) 文化財保護の基礎である文化財保護条例について未制定の市町村は、その早期制定を図ること。また、各教育委員会は条例の適切な運用に努め、他部局とも連携し、文化財の幅広い保存と公開・活用を図ること。
- (197) 地域の歴史的特性等を踏まえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。
- (198) 博物館・資料館のみならず、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げること。
- (199) 小学生・中学生や高齢者を対象とした施策において、出土文化財の活用を促進すること。
- (200) NPOなどの民間組織との協働や役割分担を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。
- (201) 百舌鳥古墳群、古市古墳群は大阪を代表する文化財であり、現在、世界文化遺産登録に向け取組みを進めている。このような地域を代表する文化遺産については博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

# 資 料

## 1 大阪府の教育相談

### ① 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

目 的 児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・電子メールによる相談に応じる

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）  
電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp  
保護者からの相談（さわやかホットライン）  
電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp  
教職員からの相談（しなやかホットライン）  
電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp  
高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）  
電話 06-6607-7353  
24時間対応「すこやか教育相談24」  
(平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けています。)  
電話 0570-078310  
FAX 06-6607-9826(教育相談室直通)

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み)  
ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

内 容 学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談  
(相談は無料、秘密は厳守する)  
・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる  
・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

場 所 大阪府教育センター 教育相談室(本館5階)  
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

交通機関 地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m  
JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m  
近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/index.htm>

### ② 青少年相談センター

名 称 青少年相談

電話番号 06-6944-3434

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時15分～12時 午後1時～6時

名 称 青少年スタートライン(青少年専用相談)

電話番号 06-6946-0003

メール ssl@yso.or.jp













